

第1回滋賀県常備消防広域化検討委員会

- 議事録 -

1 日時

平成19年7月31日(火)10時00分～11時45分

2 場所

滋賀県庁本館2階 第2委員会室

3 席者

(委員)

新川 達郎(同志社大学大学院総合政策科学研究科長)

夏原 覚(町村会会長)

西岡 義雄(滋賀県消防長会会長)

溝口 武(滋賀県消防協会会長)

藤原 いと(滋賀県女性防火クラブ連絡協議会会長)

渡邊 信介(滋賀県医師会理事)

藤井 淑子(滋賀県看護協会会長)

前川 初子(滋賀県健康推進連絡協議会会長)

廣瀬 一輝(社団法人滋賀経済産業協会会長、同協会亀田部長代理出席)

以上、10委員中9名出席

目片 信(市長会会長、欠席)

(事務局)

上原防災危機管理監、藪内防災危機管理局副局長、坪田参事、福田副主幹

4 検討委員会次第

(1) 開会

(2) 滋賀県防災危機管理監挨拶

上原滋賀県防災危機管理監から挨拶がなされた。

(3) 委員紹介

事務局から各委員および事務局の紹介をした。

(4) 委員長選出

新川委員が委員長に選出された。

(5) 新川委員長挨拶

(委員長)

国の法改正を受けて基本方針が定められたが、その中で安全・安心をどうやって守っていくのか。

将来に継続可能な仕組みをつくっていかねばいけないと思う。

(6) 委員長代理

新川委員長の指名により、溝口委員が職務代理者に指名された。

(7) 会議の公開について

委員会の運営について、会議は公開とし傍聴を認める。会議結果については議事録を事務局で作成の上、委員会で確認の後、県の県民情報室やホームページなどで公開する。また、議事録は公文書であり、公開請求があれば公文書公開条例に基づき公開することです承された。

5 議事

(1) 本県における常備消防の広域化について

過去の本県での広域化の取組について

(事務局)

1ページの滋賀県常備消防広域化基本計画での経緯と取組、2ページの滋賀県常備消防広域化基本計画での広域化の対象本部の資料に基づき事務局から説明。

(委員長)

今までの取組についての説明であったが、彦根市消防本部・愛知郡広域行政組合消防本部の広域化が進まなかった理由は何か。

(事務局)

市町村合併等、様々な要因が重なりあって広域化が進まなかったと思っている。

愛知郡広域行政組合消防本部を構成していた旧4町のうち、旧湖東町・旧愛東町が平成17年2月に近隣市町と市町村合併し、東近江市になっている。また、平成18年2月に旧秦荘町・旧愛知川町が合併し愛荘町になっている。その結果、東近江市は1つの市でありながら、東近江行政組合消防本部と愛知郡広域行政組合消防本部と2つの消防本部に加入している状況になっている。

この解決は喫緊の課題であると認識している。

県内の消防本部の状況について

(事務局)

3ページの滋賀県内消防本部の状況、4ページの全都道府県消防本部数・基地局数一覧表、5ページの滋賀県内消防本部規模別全国平均比較表および6ページの都道府県別救急到着所要時間および所要時間別出場件数表の資料に基づき説明。

(委員長)

全国と比べると、一応広域化が進んでいるといえそうな説明であった。また、消防力は全国レベルにある。

各消防本部においては、規模の大小に応じてメリット・デメリットが存在している。ここについても議論していきたい。

今回の広域化にかかる法改正について

(事務局)

7ページの消防組織法抜粋、8ページの市町村の消防の広域化に関する基本指針、9ページの改正後の消防組織法による市町村消防広域化の推進スキームおよび10・11ページの広域化によるメリットの資料に基づき説明。

(委員長)

法改正等について説明していただいた。

一般的な話であるので、次の議論とも併せてまとめてご議論願えればと思う。

推進計画を定める上で考慮すべき項目について

(事務局)

12ページの県内消防本部の地域の事情について、別紙1県内市町の主な広域行政の現状、別紙2通勤圏の状況、別紙3通学圏の状況、別紙4購買圏(衣料品)の状況、別紙5滋賀県内消防本部別将来推計人口および別紙6滋賀県二次保健医療圏の資料に基づき説明。

(委員)

現在の体制で弊害はあるのか。

愛知郡広域行政組合消防本部はあるかと思うが。

(事務局)

本県では先ほども説明したように、相当程度広域化されている。委員ご指摘のように愛知郡広域行政組合消防本部は課題である。

高島市消防本部については、人口5万5千人あまり、面積は551km²あり、また、地形的に他消防本部との主な道路が4本しかない。

琵琶湖西岸断層帯による地震も懸念される中、広域化によって体制を強化する必要があると思っている。

しかし、大津市消防局・高島市消防本部とも南北に長い地形であり、広域化についてやる必要があるのかどうか議論のあるところである。

管轄人口が10万人から30万人になっているが、これは災害の大規模化・複雑化に対応するためである。

また、国が30万という方向性を示したならば、財政制度もそれに応じたものになっていかざるを得ない。国庫補助金や地方交付税のあり方も変わってくることになる。小規模消防本部は、制度改正による恩恵を受けられなくなる。

続けて、その他の広域化に関係する事項についても関連があるので併せて説明したいが、よろしいか。

(委員長)

異議はないので進めていただきたい。

その他の広域化に関する事項

(事務局)

13ページの消防指令業務の共同運用についておよび琵琶湖境界確定についての資料に基づき説明。

119番通報は消防本部の指令台に入り、必要な活動指令を無線により関係消防署に伝達される。この体制が8消防本部ごとにある訳であるが、その消防活動を支える消防救急無線は、平成28年以降はアナログからデジタルに移行し、アナログが使えなくなり、デジタル化にあたっては多額の経費がかかる。

県では平成18年度に無線施設の共同化に関する検討会をつくり、その整備を一本化することで意見をまとめた。

指令業務の一本化については未検討であり、現在のままでは8消防本部体制となる。県警では、全県一区として無線施設の整備をし、指令業務の運用をしているが、各地域を知る人が指令台に座るといふ工夫をしている。消防でも可能だと思われる。

また、琵琶湖の境界については、今後管轄が決まることになり、水難救助や油の流出に対応することが求められる。

現状でもよくできている体制であるが、こういったことも考慮していただければと思う。

(委員)

救急業務が今非常に重要である。

救急業務に関しては救急救命士が行う救急活動の質的保障を図ることを目的としたメディカルコントロール協議会が各地域にあるが、消防本部によっては、その検証もままならない状況である。

これについては、各消防本部ごとでなく、全県一区でメディカルコントロールを運用

している県もある。どの病院にどの患者を搬送するか迅速に決める必要がある。
メディカルコントロールの弱い地域を残すのは問題である。
現状はアンバランスな状態である。

(委員長)

小規模な消防本部では救急活動の検証を実施しにくいということがある。
広域化は、財政基盤の強化、湖上災害への対応、救急業務などの課題についても検討していくことが必要である。

(委員)

広域化のメリットの1つは、住民サービスの向上であると思っている。
県内の救急車の平均到着時間は6分40秒とのことであるが、6分経つと生命に危険となるのではないか。
そこで、応急手当は地域などで行う自助の考え方が重要になってくると思う。
また、デジタル化にあたって多額の経費がかかるが、県の支援はないのか。

(事務局)

救急業務は、一回当たり47,700円かかっているとの試算もある。件数は年々増加傾向にあるため、救急車の適正な利用を呼びかけていくことが必要である。
自助は災害時における最も基本的な考え方である。例えば湖南広域行政組合消防本部では新庁舎建設に合わせて市民防災教育コーナーを設置し、防災教育に取り組みされている。市町で防災教育に取り組んでもらうことになる。県としても自助の努力の啓発に努めてまいりたい。
消防行政は、市町村消防の原則があり、責任は市町にある。デジタル化にあたって、県の援助は困難である。
県は防災センターの計画や、防災行政無線の更新に費用がかかり、約50億との試算も出ている状況である。
そうではあるものの、広域化の一つは財政基盤の充実である。裕福なところとそうでないところがある。
市町の意向も大変重要な要素である。

(委員)

救える命を救うことが重要である。
県では、平成17年度に新しく災害医療体制として救える命を救うため、医療機関も消防や警察と連携し、現場に出動する体制に関するマニュアルを作られた。実際には各地域で運用していくことになる。
しかしながら、例えば大津市は市行政と消防が1つの組織であるが、湖南広域行政組合消防本部は4市の行政と消防がバラバラで地域間の運用がしにくい状況にある。

(委員長)

今後の運用体制として地域間の連携が必要である。

(委員)

広域化に伴うメリットが強調されているが、それに伴ってマイナスの部分も当然あると思う。

予測されるマイナス面は。

(委員)

顔の見える関係と言うことが薄くなるかもしれない。

(事務局)

効率化されると、人員は浮いてくる。

それをカットすることはあってはならないし、あれば最大のデメリットである。

約 1,490 名の消防職員がおられる中、この職員数は最低限確保していきたい。

浮いた人員は第一線に配置することで、住民サービスが向上する。

例えば、指令業務は現在約 100 人、3 交替勤務などで運用されているが、滋賀県と同人口の政令市をみていると約 50 人、3 交替勤務で運用をされている。

総務部門にとっても同じことがいえる。

この人員を現場に配置することにより、業務の改善、住民サービスの向上につなげて欲しい。

(委員)

そういった心配がある。

人の問題は最も大きな問題であり、そのことは合理的なことだけでなく、大前提としていただきたい。

(委員)

高島市消防本部は、道路のこと、地震への対応など、現在の消防本部で対応できるのか。財政的にもたないと思う。

救急病院一つとっても、困難な状況にある。

(事務局)

高島市長に会って意見を聞いた。「自分たちの地域は自分たちで守る」という意見をお持ちであった。

しかしながら、将来を見据え、冷静に議論する必要があると思われる。

また、広域化にあたって 30 万人だけという視点で機械的に組合せを考えるのは望ましくないと思っている。広域化によって地域の防災力がどれだけ上昇するのか、人員配置が適正にできるのか、市町長の理解をいただけるのか、などについて検討しなければならない。

(委員)

将来的にいくつぐらいの消防本部数になるのか。全県1つが望ましいのか。

また、人員は減らせないということであるなら、重複している部分、例えば消防救急無線や指令業務について効率化はできるのではないか。

(事務局)

本日は問題を整理し、客観的に認識していただくために現状把握の資料となっている。

今回は、事務局案をお示しできればと思う。

昨年度、各消防本部の次長クラスの方々にお集まりいただいて、議論した資料もある。県内2つ、3つ、4つと様々である。

他府県の状況では、沖縄県、長崎県、群馬県および山梨県が県1消防本部体制を検討中である。

沖縄県および長崎県は離島という問題がある。

群馬県および山梨県は地理的にも本県に近いため検討において参考となる。困難であるろうが、県1消防本部体制もあり得る。

(委員)

30万人という規模での広域化は難しいのではないか。

例えば、東と西に拠点をつくる、といったことも考えられるのではないか。3地域ということもあり得る。

また、消防については市町だけの負担では困難である。県が本気になって支援する必要があるのではないか。

(委員)

消防本部は現状でも大変がんばっている。

広域化は各地域の市町長や管理者に左右される。

個人的には現状の体制でと思っている。

大規模災害に対しては緊急消防援助隊という制度があり、全国から応援が来る。また、隣接消防本部などで相互の応援協定もある。

(委員長)

様々な問題点が出たが、本日は客観的な資料に基づいた現状把握である。

今後の検討課題として組合せがあるが、これは次回事務局よりお出し願いたい。

(2) その他

(委員長)

その他何かあれば。

なければ事務局から。

(事務局)

次回は、10月中旬を予定しており、全部で3回ぐらいを考えている。

3回目は11月を予定している。

日程は別途調整させていただき、連絡する。

(委員長)

事務局案でよろしいか。

(各委員)

異議なし。

以上